

貧困は「自己責任」か？

弁護士は生活困窮者を救ってきたのか？

現代の貧困と多重債務問題を考える

第49回日弁連人権擁護大会プレシンポジウム

■ 開催日時：平成18年9月9日(土) 午後1時～午後5時

■ 開催場所：大阪弁護士会館(新会館)

入場無料

■ 基調講演 『格差社会のゆくえ』



講師：佐高 信氏

【プロフィール】

1945年山形県酒田市生まれ。高校教師、経済雑誌の編集者を経て評論家に。「社畜」という言葉で日本の企業社会の病理を露わにし、会社・経営者批評で一つの分野を築く。経済評論にとどまらず、憲法、教育など現代日本について辛口の評論活動を続ける。近著に『日本論』（姜尚中氏との対談、毎日新聞社）、『君今この寂しい夜に目覚めている灯よ 佐高信対談集』（七つ森書館）など。

■ 基調報告

- 生活保護110番の分析
- 破産記録調査報告
- 金利引き下げ動向報告
- ホームレスに対する法的支援の取り組み



【交通手段】

- 地下鉄・京阪【淀屋橋】①番出口徒歩10分
- 地下鉄・京阪【北浜】徒歩7分

パネルディスカッション

- ・ 木下 秀雄氏 (大阪市立大学大学院法学研究科教授)
- ・ 青木しげゆき氏 (神戸の冬を支える会)
- ・ 木村 達也氏 (弁護士)
- ・ 戸田 輝子氏 (医療ソーシャルワーカー)
- ・ 日比野正興氏 (元ケースワーカー)

現代の貧困と多重債務問題を考える

ヤミ金からの執拗な取立を苦しむ3人が心中した事件や、生活保護を受給できず餓死した事件など、各地で多重債務・生活保護不受給に起因する痛ましい事件が多発しています。

社会の格差が広がる中、人の生存すら危険にさらされている現状を踏まえ、日弁連では、10月5日、釧路市にて「現代日本の貧困と生存権保障」と題するシンポジウムを予定しています。そして、近弁連でも、貧困と多重債務の問題を考えるため、今回のプレシンポジウムを開催することにしました。

貧困は「自己責任」か

今、国の政策は、国民の自己責任を強調し、福祉を切り捨てようとする方向に流れています。この流れを受け、貧困は努力をしなかったその者の責任であるかのように見なす風潮すらあります。

しかし、就職しようとしても不安定な職しかない。職を得てもリストラや倒産で容易に職を失う。さらに職を得るためには「能力」が求められる。「能力」を磨くには、資金がいる。金を借りれば、法外な高金利で雪だるま式に借金が増え、そのまま一気に生活破綻にまで陥ってしまう。生活が破綻しても社会福祉制度は救ってくれない……

果たして今の日本は、一旦貧困に陥っても、自己の責任で努力すれば、容易に貧困から脱却できる仕組みになっているのでしょうか？

本当に貧困の問題は「自己責任」の一言で片づけてしまえる程、単純な問題なのでしょうか？

弁護士は生活困窮者を救ってきたのか

では、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法1条）はずの弁護士は、これまで生活困窮者を本当に救ってきたのでしょうか？

これまでも多くの弁護士が、多重債務者の債務整理に取り組んできました。このような債務整理が、その人の生活再建のための一助となっていることは確かです。

しかし、その人が、生活を再建するためには、生活保護の受給を手助けするなどのさらなる法的援助が必要な場合も多いのではないのでしょうか？

弁護士にはどのようなことができるのか、考えてみたいと思います。